

# 入札公告

小中学校教育・校務系コンピューター賃貸借(長期継続契約)について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、本案件は、自治令第167条の5の2の規定に基づき入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせる一般競争入札において、入札参加資格の審査を開札後に行う競争入札です。

令和 6年 4月 10日

玉村町長 石川 眞男

## 記

### 1 業務概要等

- (1) 業務名 小中学校教育・校務系コンピューター賃貸借(長期継続契約)
- (2) 業務場所 管内小中学校7校および教育委員会、給食センター、教育支援センター「ふれあい」
- (3) 業務種別 リース・レンタル
- (4) 業務概要
  - ・小中学校教育・校務用コンピュータシステム整備(長期継続契約:5年間リース)
    - 教育用コンピュータシステム及び校務支援システムの構築
    - クラウド構築
    - コンピュータ 全 457 台
      - (内訳)・校務用 261 台(保健・図書・共用含む)
      - ・指導用 chromebook196 台
    - その他、ソフトウェア・周辺機器・導入経費等
- (5) 履行期間 令和6年9月1日(日) から 令和11年8月31日(金) まで(5年間)

### 2 入札方法

入札の方法は、ぐんま電子入札共同システムによる入札とする。

### 3 入札参加形態

単体による参加とする。

### 4 入札に参加する者に必要な資格

この公告の入札に参加できる者は、玉村町の令和6・7年度競争入札参加有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、この公告の入札に係る入札参加資格確認通知を受けている者とする。

- (1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 玉村町財務規則(平成12年規則第7号)第128条第1項の規定による本町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 玉村町建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成12年要綱第3-1号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日)において、当該業務に類似する、1事業あたり「コンピュータ200台以上」又は「契約金額5,000万円以上」の教育機関におけるコンピュータ賃貸借事業の履行実績を有するもの(履行期間中を含む)。

## 5 参加書類の提出

この公告の業務の競争入札参加希望者は、次にしたがい、入札に参加するために必要な書類(以下、単に「参加書類」という。)を提出しなければならない。

なお、提出期限までに参加書類を提出しない者は、この公告の競争入札に参加することができない。

また、提出期限までに参加書類を提出した者には、ぐんま電子入札共同システムより、競争入札参加資格確認通知書を令和6年4月17日(水)に発行するので、これをもって参加書類は受理されたものとする。ただし、当該通知により入札参加資格が認定されたものではない。

参加書類の提出期間及び提出方法

- ① 提出期間 令和6年4月10日(水)9時～令和6年4月16日(火)17時
- ② 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる
- ③ 提出書類 入札参加申出書(別記様式第1号)

なお、入札参加申出書の押印は不要とする。

- ④ 配布場所 ぐんま電子入札情報公開システム(入札公開等ファイル欄)

## 6 設計図書の配布等

(1) 設計図書は、次のとおり配布する。

- ① 配布期間 令和6年4月17日(水)～令和6年5月10日(金)
- ② 配布場所 ぐんま電子入札情報公開システム(発注図書欄)

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、質問書に質問内容を記入し、電子メールにより提出すること。なお、提出する場合は、送信後、必ず玉村町役場総務課契約管財係まで電話連絡すること。

- ① 様式 玉村町ホームページに掲載してある指定様式とする。
- ② 質問期間 令和6年4月17日(水)～令和6年4月23日(火)

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、業務時間外及び12時から13時までの時間を除く。

- ③ 提出先 玉村町役場 総務課 契約管財係(玉村町役場3階)  
電話 0270-64-7751(直通)  
メールアドレス keiyaku@town.tamamura.lg.jp

(3) (2)の質問に対しては、書面による回答とし、閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 令和6年5月1日(水)～令和6年5月10日(金)
- ② 閲覧場所 ぐんま電子入札情報公開システム(発注図書欄)

## 7 現場説明会

開催しない

## 8 入札執行の日時等

- (1) 入札開始日時 令和6年5月9日(木) 9時00分

(2) 入札締切日時 令和6年 5月10日(金) 17時00分

(3) 開札予定日時 令和6年 5月13日(月) 13時10分

## 9 入札心得

- (1) 入札者は、玉村町財務規則及び設計図書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、刑法(明治40年法律第54号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (4) 入札参加者は落札者の決定前は、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税の納税義務がある事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (6) 提出した入札書の引き換え、変更又は撤回は認めない。
- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (8) 入札書には、月額を記載すること。
- (9) 入札を辞退する者は、ぐんま電子入札共同システムにより辞退届を提出すること。

## 10 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

## 11 価格制限等の設定

最低制限価格 無  
調査基準価格 無  
失格基準価格 無

## 12 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
  - ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
  - ② 申請書又は書類に虚偽の記載を行った者のした入札
  - ③ 入札者が同一の入札において、2以上の入札書を提出したとき
  - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき
  - ⑤ ICカードを不正に使用した者の入札
  - ⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 4に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 13 開札

開札は、8に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人

から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

## 14 落札者候補者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者に決定する。
- (2) 開札の結果、最低価格入札者が2者以上いるときは、直ちにぐんま電子入札共同システムのくじ引きにより落札候補者を決定する。

## 15 入札参加資格の確認

落札候補者は、次にしたがい、入札参加資格の確認に必要な書類(以下、単に「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

### (1) 申請書等の提出期限及び提出方法

- ① 提出期限 落札候補者として決定する旨の通知を受けた日から起算して5日以内
- ② 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる
- ③ 提出先 玉村町役場 総務課 契約管財係(玉村町役場3階)  
電話 0270-64-7751(直通)  
メールアドレス keiyaku@town.tamamura.lg.jp

### (2) 提出する申請書等は、次のとおりとする。

- ① 入札参加資格確認申請書(別記様式第2号)
- ② 入札参加資格確認資料(別記様式第3号)
- ③ 同種の業務の契約実績(別記様式第4号)

### (3) 提出する資料は、次のとおり作成すること。

同種の業務の契約実績(別記様式第4号)の作成

4の(5)に掲げる資格があることを確認できる同種の業務の契約実績を、別記様式第4号に記載すること。  
記載する同種の業務の履行実績の件数は1件でよい。

### (4) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、入札参加資格の確認において疑義が生じた場合に提出を求めるものは除く。

## 16 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を通知する。

## 17 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、通知を行った日の翌日から起算して5日(玉村町の休日を定める条例(平

成元年条例第2号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、玉村町に対して入札参加資格がないと認められた理由について、書面により、説明を求めることができる。

## 18 契約に関する事項

契約書は、当町指定の様式を使用しますが、その内容等については、落札者と協議の上決定します。

## 19 入札の不調

次の各号に該当する場合は、入札を不調とする。

ア 入札において落札者がいないとき。

## 20 取りやめ

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。
- (2) システム障害等により、ぐんま電子入札共同システムによる入札が困難であると判断した場合は、紙入札に変更することができる。

なお、紙入札に変更する場合は、入札参加資格者全員に事前連絡をし、既に入札参加者がぐんま電子入札共同システムにおいて入札書を提出済の場合であっても、当該入札書は開札しないものとする。

## 21 その他

- (1) 設計図書等は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は返却しない。
- (4) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札及び契約関係規則等については、玉村町ホームページより閲覧できる。
- (6) 玉村町公契約条例(令和5年条例第7号)第9条に基づき、町内業者に下請け契約の機会増大に努めること。

## 22 この公告の工事に関する問い合わせ

群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

玉村町役場 総務課 契約管財係

電話 0270(64)7751

FAX 0270(65)2592